

学園生の傷害保険等詐欺事件に係る保険料の一部返金について
(修了生及びその保護者の皆様)

2022年9月15日に本ホームページでお知らせしました本件につきまして、この度、在園中に本学園を通じて傷害保険に加入いただいていた下記対象者の皆様に、傷害保険料の一部を返金させていただきますのでお知らせいたします。

「返金の対象者」に該当する皆様には、学園修了時のご住所に、返金に係る申請書等が入った封筒を郵送しています(令和5年2月1日発送)。万一、ご住所の変更等で封筒が届かなかった場合は、神出学園までご連絡ください。

なお、返金に係る申請の受付を令和6年1月31日(水)までとしておりますので、必ず同日までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

本件につきまして、修了生及び保護者の皆様にご不安やご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

記

【返金の対象者】 次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 神出学園に平成24年10月以降に入学された方
- (2) 在籍期間を延長された方で、平成24年10月以降に延長に係る傷害保険料を神出学園に納入された方

本件問合せ先 兵庫県立神出学園(副校長) TEL 078-965-1122
